

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月12日
【会社名】	ネットワンシステムズ株式会社
【英訳名】	Net One Systems Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 荒井 透
【最高財務責任者の役職氏名】	管理副本部長 石橋 和明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【縦覧に供する場所】	ネットワンシステムズ株式会社関西支社 (大阪市淀川区宮原三丁目5番36号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員荒井透及び最高財務責任者石橋和明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対し責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものであります。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、連結売上高の概ね9割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金、たな卸資産及び買掛金を対象とし、これらの事業拠点及び勘定科目に係る主要業務プロセスを評価対象としました。更に重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案の上、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断しました。

記

当社は、東京国税局による税務調査の過程で、当社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義があるとの指摘を受けたため、2019年12月13日、当該指摘に係る事実関係の解明、原因の究明及び再発防止策の提言等を目的とした特別調査委員会を設置し、特別調査委員会の2020年3月12日付最終調査報告書に記載された調査結果から、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返し行われていたことを認識するに至りました。不正行為に関連した売上高、売上原価を取消処理するとともに、2020年3月13日、第28期（自2014年4月1日至2015年3月31日）から第33期第2四半期（自2019年7月1日至2019年9月30日）までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書、並びに、第28期（自2014年4月1日至2015年3月31日）から第32期（自2018年4月1日至2019年3月31日）までの内部統制報告書の訂正報告書を提出しております。

本不正行為の原因は、商流取引に関するルールの形骸化等、受発注から検収に至る業務プロセスに係る内部統制が不正リスクを考慮して運用することができていなかったためであります。また、業務プロセスに係る内部統制の運用状況に影響を及ぼす全社的な内部統制についても、リスク管理の推進態勢や経営者・管理者によるコンプライアンス活動等が不十分であったことに起因して上記の業務プロセスに係る内部統制の不備が発生したものであると認識しております。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、特別調査委員会による再発防止策の提言から当該事業年度末日まで時間がなく、末日時点では再発防止策の実効性が確認できないためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、当社としても以下の再発防止策の取組みを宣言しており、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

ア 商流取引に関する架空取引リスクを排除するための営業取引の基本方針の見直し

イ リスク管理体制の強化

（ア）CRO（Chief Risk Officer）の役割及びリスク管理の責任部門の明確化

（イ）部門ごとの重要リスクの識別・評価

（ウ）内部監査の強化

ウ 業務プロセスに係る内部統制の強化

（ア）営業部門の権限の見直し

（イ）購買部門の独立及び購買プロセスに係る内部統制の見直し

（ウ）人事ローテーションの実施による業務の属人化の防止

エ コンプライアンス活動の見直し

（ア）内部通報制度の運用見直し

（イ）コンプライアンス教育を通じた経営層や幹部職を含む全社員のコンプライアンス意識の強化

（ウ）従業員相互の信頼感を醸成し協調性を重視する企業風土の形成

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、特別調査委員会の調査結果と商流取引に対する納品実態の社内調査によって特定され、全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。